

水道料金表（2ヵ月検針用）

（消費税相当額 10%用）

令和 元年 10月 1日 から

栓別	基本料金（2ヵ月につき）			超過料金（1m3につき）			
	給水管口径	使用水量	金 額				
専 用 栓	13 mm	20m ³ まで	2,662.00 円	(一般用)			
	20 mm		2,904.00 円	21m ³ ～ 60m ³	171.60 円		
	25 mm		5,060.00 円	61m ³ ～ 100m ³	187.00 円		
	40 mm		8,360.00 円	101m ³ ～ 200m ³	202.40 円		
	50 mm		13,970.00 円	201m ³ ～ 400m ³	220.00 円		
	75 mm		23,540.00 円	401m ³ ～ 1,000m ³	234.30 円		
	100 mm		42,900.00 円	1,001m ³ ～	253.00 円		
	150 mm		75,900.00 円	(浴場用)			
					21m ³ ～	133.10 円	
消 火 栓	消防演習 1栓1回5分間まで		2,800 円	(臨時用)			
				21m ³ ～	456.50 円		
				5分を超えるごとに			
				2,800 円 加算			

（上記 水道料金表は、税込み金額）

- ・基本水量は2ヵ月20m³です。
- ・基本料金はご使用の水量に関係なく、ご使用のメ-タ-口径によりお支払いいただく料金です。
- ・超過料金は、2ヵ月あたり20m³を超過したご使用水量に応じてお支払いいただく料金です。
- ・水道料金表には、消費税相当額（10%）が加算されています。
- ・合計金額の1円未満の端数金額は切り捨てます。

★ 計算方法

口径13mmで2ヵ月80m³ご利用の場合

基本料金	20m ³ まで			2,662.00 円 …A
超過料金	21m ³ ～60m ³	40m ³	×	171.60 円 6,864.00 円 …B
超過料金	61m ³ ～100m ³	20m ³	×	187.00 円 3,740.00 円 …C

基本料金 + 超過料金 = お支払いいただく金額

$$A \ 2,662.00 \text{ 円} + B \ 6,864.00 \text{ 円} + C \ 3,740.00 \text{ 円} = 13,266.00 \text{ 円} \rightarrow \underline{13,266 \text{ 円}}$$

〒523-0893 近江八幡市桜宮町214番地10
 近江八幡市水道事業所
 電話 0748-33-1661
 FAX 0748-33-1933